

利用上の注意

I. 調査の概要

1. 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

特定サービス産業実態調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、特定サービス産業実態調査規則(昭和49年通商産業省令第67号)によって実施される。

なお、特定サービス産業実態調査規則及び調査票様式を参考として掲載している。

3. 調査の期日

平成27年特定サービス産業実態調査は、平成27年7月1日現在で実施した。

なお、年間売上高等調査事項の調査対象期間は、原則、平成26年1月1日から12月31日までの1年間である。

4. 調査の範囲

特定サービス産業実態調査の範囲は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に掲げる「大分類G—情報通信業」、「大分類J—金融業, 保険業」、「大分類K—不動産業, 物品賃貸業」、「大分類L—学術研究, 専門・技術サービス業」、「大分類N—生活関連サービス業, 娯楽業」、「大分類O—教育, 学習支援業」及び「大分類R—サービス業(他に分類されないもの)」に属する小分類のうち、主として経済産業省所管の小分類である。平成27年は、次に掲げる28業種の小分類について当該業務(事業)を主業として営む事業所(一部業種は企業)を対象に調査を行った。

平成27年 特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査対象の範囲

(1) 対事業所サービス業(21業種)

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類 391—ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 392—情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 401—インターネット附随サービス業に属する業務を主業として営む事業所
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類 411—映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類 412—音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業
新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 413—新聞業に属する業務を主業として営む企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 414—出版業に属する業務を主業として営む企業
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 416—映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業

調査業種	調査対象の範囲
クレジットカード業、 割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類 643－クレジットカード業、割賦金融業に属する業務を主業として営む企業
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 701－各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 702－産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 703－事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 704－自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 705－スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 709－その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所
デザイン業	日本標準産業分類に掲げる小分類 726－デザイン業に属する業務を主業として営む事業所
広告業	日本標準産業分類に掲げる小分類 731－広告業に属する業務を主業として営む事業所
機械設計業	日本標準産業分類に掲げる小分類 743－機械設計業に属する業務を主業として営む事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類 745－計量証明業に属する業務を主業として営む事業所
機械修理業 (電気機械器具を除く)	日本標準産業分類に掲げる小分類 901－機械修理業(電気機械器具を除く)に属する業務を主業として営む事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 902－電気機械器具修理業に属する業務を主業として営む事業所

(2) 対個人サービス業(7業種)

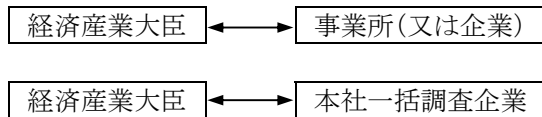
調査業種	調査対象の範囲
冠婚葬祭業	日本標準産業分類に掲げる小分類 796－冠婚葬祭業に属する業務を主業として営む事業所
映画館	日本標準産業分類に掲げる小分類 801－映画館に属する業務を主業として営む事業所
興行場，興行団	日本標準産業分類に掲げる小分類 802－興行場(別掲を除く)，興行団に属する業務を主業として営む事業所
スポーツ施設提供業	日本標準産業分類に掲げる小分類 804－スポーツ施設提供業に属する業務を主業として営む事業所
公園，遊園地・テーマパーク	日本標準産業分類に掲げる小分類 805－公園，遊園地に属する業務を主業として営む事業所
学習塾	日本標準産業分類に掲げる小分類 823－学習塾に属する業務を主業として営む事業所
教養・技能教授業	日本標準産業分類に掲げる小分類 824－教養・技能教授業に属する業務を主業として営む事業所

5. 調査方法及び経路

(1) 調査方法

経済産業省が調査を委託した、特定サービス産業実態調査実施事務局が、郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより収集を行った。

(2) 調査経路



※ 本社一括調査は、調査対象事業所を有する企業本社へ対象となった傘下事業所の調査票を郵送。

6. 調査票の種類及び調査内容

平成 27 年調査は、19 種類の調査票(①「ソフトウェア業, 情報処理・提供サービス業及びインターネット附随サービス業調査票」、②「映像情報制作・配給業調査票」、③「音声情報制作業調査票」、④「新聞業調査票」、⑤「出版業調査票」、⑥「映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業調査票」、⑦「クレジットカード業, 割賦金融業調査票」、⑧「物品賃貸業調査票(各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業)」、⑨「デザイン業, 機械設計業調査票」、⑩「広告業調査票」、⑪「計量証明業調査票」、⑫「冠婚葬祭業調査票」、⑬「映画館調査票」、⑭「興行場, 興行団調査票」、⑮「スポーツ施設提供業調査票」、⑯「公園, 遊園地・テーマパーク調査票」、⑰「学習塾調査票」、⑱「教養・技能教授業調査票」、⑲「機械修理業、電気機械器具修理業調査票)を用いて、経営組織、従業者数、年間売上高及び営業費用等の調査を行った。

また、標本調査業種(「7. 標本設計及び抽出方法」の(2)を参照)については、事業従事者数(又は常用雇用者数)が 4 人以下の事業所(又は企業)は調査項目を簡素化した簡易票で調査を行った。

7. 標本設計及び抽出方法

(1) 母集団名簿

平成 24 年経済センサス-活動調査を用い、かつ、特定サービス産業実態調査から得られる最新情報(廃業、対象外、主業変更等)を反映した。

(2) 標本設計を行う業種の選定

調査客体への負担軽減、調査資源の効率化の観点から、28 業種のすべてについて標本設計を行ったが、母集団数が少ない業種については全数調査とした。

【全数調査とした業種(7 業種)】

「音声情報制作業」、「クレジットカード業, 割賦金融業」、「事務用機械器具賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「計量証明業」、「映画館」、「公園, 遊園地・テーマパーク」

(3) 抽出方法

①層化及び抽出の考え方

業種別・事業従事者規模別・都道府県別に層化抽出した。なお、企業単位の業種については、業種別・常用雇用者規模別・都道府県別に層化抽出した。

基準変数は、原則、売上高とした。ただし、売上高が把握できない場合は、事業従事者数(又は常用雇用者数)とした。

②配分方法

全国計の業種ごとに基準変数に対する標準誤差率が 2.0%以下になるよう標本数を計算した。この標本数を事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)にネイマン配分した後、都道府県別に比例配分した。

層ごとに抽出率が 50%を超える層にあつては、悉皆層と設定した。この場合にあつて、各業種の事業従事者 100 人以上の層は抽出率に依存することなく悉皆層と設定した(中小企業基本法の考え方を踏まえて設定)。その後、抽出層の標本数を再計算し、層ごとの最低標本数を「2」と設定し、標本数を追加した。

【層の区分】

事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)の層は以下の区分とした。

- 1; 4 人以下、2; 5 人～9 人、3; 10 人～29 人、4; 30 人～49 人、5; 50 人～99 人、
6; 100 人～299 人、7; 300 人～499 人、8; 500 人以上

※業種によっては、300 人以上を1つの層と設定。

(4) 都道府県別の標準誤差率の改善

都道府県ごとに基準変数に対する標準誤差率が 20%以内になるよう標本数を追加し、業種別・事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)・都道府県別に、事業所(又は企業)数により比例配分した。

(5) 回収率を勘案した標本数の設定

(4)までに算出した標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数を乗じ、抽出層の標本数を追加した。

(6) 標準誤差率は、次の式による。

$$\text{標準誤差}^2 = \sum_{i=1}^L \{ \text{標準偏差 } i^2 / \text{標本数 } i \} \times \{ (\text{母集団数 } i - \text{標本数 } i) / (\text{母集団数 } i - 1) \} \\ \times \{ \text{母集団数 } i^2 / \text{母集団数}^2 \}$$

$$\text{標準誤差率} = \text{標準誤差} / \text{平均}$$

標準偏差 i : 第 i 層の売上高(※)の標準偏差 平均 : 売上高(※)の平均

標本数 i : 第 i 層の標本数 母集団数 i : 第 i 層の母集団数

L : 層の総数

※ 業種ごとに平成 26 年特定サービス産業実態調査の結果を利用。

8. 推計方法

・標本調査業種

標本調査業種の母集団推計は、調査結果を基に業種別・事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)・都道府県別の層ごとに以下により行った。

(1) 調査結果に基づく抽出率の設定

①母集団数は、抽出時の母集団に調査時の廃業、対象外等を反映した数による。

②有効回答数は、集計事業所(企業)数である。

③各層(事前の層)の抽出率の計算

$$\text{各層の抽出率} = \text{当該層の有効回答数} / \text{当該層の母集団数}$$

(2) 個票の拡大推計(事前の層)

個票の拡大推計は、各個票(有効回答)の標本抽出時の層による。

したがって、調査の結果、業種、事業従事者規模(又は常用雇用者規模)、都道府県のいずれかの区分が移動した場合でも、標本抽出時の業種、事業従事者規模(又は常用雇用者規模)、都道府県の区分(事前の層)で拡大推計を行った。

$$\text{各個票の拡大推計値} = 1 / \text{当該層の抽出率} \times \text{当該層の個票データ}$$

・全数調査業種

全数調査業種の未回収事業所(又は企業)の補完は、各調査事項の業種別・事業従事者規模別(又は常用雇用者規模別)・都道府県別の平均値(又は全国平均値)により行った。

9. 調査結果の概要

(1) 調査の回答状況

①業種別の回答状況(標本調査業種)

調査業種	標本数	回答数	回答率 (%)	有効 回答数	有効 回答率 (%)
合計 (21 業 種)	48,934	40,509	82.8	40,447	82.7
ソフトウェア業	3,076	2,787	90.6	2,787	90.6
情報処理・提供サービス業	1,828	1,631	89.2	1,628	89.1
インターネット附属サービス業	560	378	67.5	378	67.5
映像情報制作・配給業	808	639	79.1	638	79.0
新聞業	374	345	92.2	345	92.2
出版業	655	526	80.3	525	80.2
映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業	485	377	77.7	375	77.3
各種物品賃貸業	790	760	96.2	759	96.1
産業用機械器具賃貸業	2,759	2,223	80.6	2,219	80.4
自動車賃貸業	1,905	1,519	79.7	1,515	79.5
その他の物品賃貸業	4,298	3,242	75.4	3,213	74.8
デザイン業	2,107	1,734	82.3	1,730	82.1
広告業	1,621	1,381	85.2	1,381	85.2
機械設計業	1,453	1,289	88.7	1,289	88.7
機械修理業(電気機械器具を除く)	3,260	2,689	82.5	2,683	82.3
電気機械器具修理業	1,623	1,378	84.9	1,373	84.6
冠婚葬祭業	2,277	1,849	81.2	1,849	81.2
興行場, 興行団	770	608	79.0	608	79.0
スポーツ施設提供業	2,687	2,310	86.0	2,310	86.0
学習塾	7,947	6,571	82.7	6,569	82.7
教養・技能教授業	7,651	6,273	82.0	6,273	82.0

(注) 標本数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

②業種別の回答状況(全数調査業種)

調査業種	調査 対象数	調査票 回収数	回収率 (%)	集計 事業所数	有効 回答率 (%)
合計 (7 業 種)	2,637	2,217	84.1	2,206	83.7
音声情報制作業	324	204	63.0	203	62.7
クレジットカード業, 割賦金融業	200	199	99.5	199	99.5
事務用機械器具賃貸業	353	301	85.3	301	85.3
スポーツ・娯楽用品賃貸業	321	218	67.9	217	67.6
計量証明業	773	692	89.5	691	89.4
映画館	529	477	90.2	471	89.0
公園, 遊園地・テーマパーク	137	126	92.0	124	90.5

(注) 調査対象数、回答数、有効回答数は、廃業、転業及び休業事業所(企業)を含まない。

(2) 調査結果の評価

①評価方法

調査結果の評価は、売上高(事業所全体の年間売上高又は企業全体の年間売上高)の達成精度(標準誤差率)を基に行った。

なお、売上高の標準誤差率は、次の式により算出した。

$$\text{標準誤差}^2 = \left\{ \sum_{i=1}^L \left(\frac{\text{標準偏差}^2}{\text{標本数}i} \right) \times \text{母集団数}i \times (\text{母集団数}i - \text{標本数}i) \right\} / \text{母集団数}^2$$

標準誤差率 = 標準誤差 / 平均 標準偏差i : 第i層の売上高の標準偏差 平均 : 売上高の平均

標本数i : 第i層の標本数 母集団数i : 第i層の母集団数 L : 層の総数

②達成精度(標準誤差率)

調査業種	売上高		
	平均(万円)	標準偏差	標準誤差率
ソフトウェア業	57,450	84,449	0.016
情報処理・提供サービス業	65,875	113,351	0.040
インターネット附随サービス業	58,189	65,464	0.057
映像情報制作・配給業	42,226	49,116	0.043
新聞業	271,256	232,796	0.002
出版業	55,694	48,280	0.021
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	11,109	7,474	0.027
各種物品賃貸業	312,522	300,239	0.010
産業用機械器具賃貸業	42,698	79,657	0.031
自動車賃貸業	31,186	40,473	0.025
その他の物品賃貸業	12,934	21,685	0.042
デザイン業	4,054	3,590	0.015
広告業	88,239	131,840	0.017
機械設計業	8,123	5,665	0.013
機械修理業(電気機械器具を除く)	16,186	14,851	0.013
電気機械器具修理業	19,863	26,290	0.049
冠婚葬祭業	20,498	19,509	0.020
興行場, 興行団	40,989	54,867	0.035
スポーツ施設提供業	14,657	12,612	0.017
学習塾	1,927	2,363	0.013
教養・技能教授業	1,167	1,791	0.018

10. 概況及び統計表について

(1) 統計表の種類について

統計表について、平成 21 年調査より標本抽出を導入したことに伴い、事業従事者(又は常用雇用者)4 人以下の事業所を簡易票で調査を行う業種は、事業従事者数(又は常用雇用者数)により集計事項が異なることから、以下の構成とした。

・全規模の部

通常票、簡易票で調査している項目について集計した。

・事業従事者(又は常用雇用者)5人以上の部

通常票で調査している項目について集計した。

(2) 公表数値について

・標本調査で実施した業種の場合、拡大推計して集計後に四捨五入をしているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。

- ・全数調査で実施した業種の場合であっても、回収出来ない事業所(又は企業)の数値(欠測値)については、欠測値の補完を行い集計後に四捨五入をしているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・単位当たり換算の値は、各数値に単位以下の数値を有しているため、公表値から求めても一致しない場合がある。

(3) 記号及び注記について

- ・「-」は該当数値なし、「0」は単位未満、「▲」は数値がマイナスであることを表している。
なお、「…」は、回収標本数が少ないために表章できない項目を表している。
- ・「x」は、1 又は 2 である事業所(又は企業)に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため、数値を秘匿した箇所である。また、3 以上の事業所(又は企業)に関する数値であっても、1 又は 2 の事業所(又は企業)の数値が合計との差引きで判明する箇所は、「x」で表した。
- ・「該当事業所(又は企業)数」は、当該項目に記載のあった事業所(又は企業)数をいい、調査事業所(又は企業)の内数を示す。
- ・「事業従事者数(又は常用雇用者数)」は、事業所(又は企業)の従業者数計から別経営の事業所(又は企業)に派遣されている人を除き、別経営の事業所(又は企業)から派遣されている人を加えたものである。

(4) 平成 21 年調査より標本調査の導入及び未回収事業所の推計を行っていることから、平成 20 年以前の特定サービス産業実態調査結果との単純比較はできない。

(5) 平成 21 年調査以降の特定サービス産業実態調査の枠組みは以下のとおり。

	標本調査(一部業種は全数調査)						
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
調査名	平成21年 特定サービス産業 実態調査	平成22年 特定サービス産業 実態調査	平成24年 経済センサス- 活動調査 との重複を 避けるため 中止		平成25年 特定サービス産業 実態調査	平成26年 特定サービス産業 実態調査	平成27年 特定サービス産業 実態調査
実施年月	21年11月	22年11月			25年7月	26年7月	27年7月
売上高等の 対象期間	20年11月1日～ 21年10月31日	21年11月1日～ 22年10月31日			24年1月～12月	25年1月～12月	26年1月～12月
母集団	平成18年 事業所・企業統計調査				平成21年 経済センサス- 基礎調査	平成24年 経済センサス- 活動調査	

II. その他の注意事項

1. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成 27 年特定サービス産業実態調査報告書(経済産業省)」による旨を明記してください。
2. この統計表に関する質問は、下記宛にお願いします。

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ 構造統計室

住 所 〒100-8902 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

電 話 03(3501)0327 (ダイヤルイン)

e-mail qqcebd@meti.go.jp

本書に記載されている内容は、経済産業省のホームページにも掲載されています。

統計情報アクセス用URL <http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>